

行政改革推進委員会の答申を受けてのいなべ市の取り組みの状況

1. これまでの経過

平成 24 年 2 月 13 日行政改革推進委員会から「多様な市民参加による高齢者のあり方」に関する答申を頂きました。

その中で各委員さん方より、「各組織が連携して進めることが大切である。」、「認知症の方などへの見守りには情報公開が不可欠である。」、「地域をまとめていくリーダーの養成が必要。」、「ボランティアが安心して活動できる保険制度を確立して頂きたい。」、「サロン活動に自治会も支援して頂くと、もっとサロンが活発になり充実する。」、「受ける情報が少ない高齢者への防災・防犯対策の情報発信が必要である。」、「答申を出したその後の動き、行動が重要である。」等々のご意見を頂きました。

最後に丸山委員長から、「この答申を市民の方に発信して地域福祉を進めしていくことになるが、途中で行政改革推進委員会に進捗状況を報告して頂き、チェックしていくことが大切である。」との方向を示して頂きました。

平成 25 年 2 月 5 日行政改革推進委員会を開催し、答申から 1 年経った進捗状況を報告させて頂きました。

進捗内容につきましては、「ご近所福祉の実現のための 5 段階の促進ステップ」における第 1 段階の「関心づくり」として、ふれあいサロンの開催時に出前講座を開催して、高齢者の地域における課題や高齢者見守りネットワーク事業への理解を深めています。

また認知症への理解を深めるために、24 年 12 月末現在市内 120 地区中 106 地区で認知症サポーター養成講座を開催しました。

あわせて認知症疾患医療センターである東員病院と開業医、地域包括支援センター、ケアマネジャーが連携して、認知症の方の早期発見・早期治療に結びつける体制を強化しています。

促進ステップの第 2 段階の「地域活動承認」におきましては、広報「社協だより」で、ミニサロンなど 16 団体の地域での活動を紹介して啓発しています。

第 3 段階の「地域福祉活動の担い手づくり」の支援として、サロンリーダー、サロンサポーター、地域サポーターを養成し、24 年度中に新規に 6箇所のサロンが立ち上りました。

更に、四季の家が各 4 町でサロンリーダー、サロンサポーターにより運営され、情報交換と地域ごとのリーダー育成を図って頂いています。

また、ボランティアの方々が少しでも安心して活動できるように、全社協の「ボランティア保険」の保険料支援も、新たに行ってています。
と報告させて頂きました。

各委員さん方からの意見として、「四季の家を設立したことによって、地域のリーダーの役割が明確になってきた。」、「各集落単位の集まりやミニサロンも、高齢者だけで集まる場合が多く、若い人も参加してくれると活動が広がっていく。」、「介護予防強化推進事業の予防サービス、生活支援サービスを充実させていくことは、地域活動を強化する一つの手段ともなる。」、「団塊の世代が65歳以上となり、福祉に対する影響が大きくなってくる。地域の担い手としての役割を持って頂けるようななかたちがいる。」等々のご意見を頂きました。

2. 地域の福祉力を高めるまちづくりの現状（平成 25 年度 活動状況）

「ご近所福祉の実現」を進めるために、5段階の促進ステップの第1段階の「関心づくり」を、より具体的に事業展開しました。

一つは、3自治会より地元での自治会役員を対象とした、災害時要援護者避難支援制度の説明の依頼があり、自治会役員への危機意識・課題意識の醸成を図りました。

並行して、各地区で開催されている「ふれあいサロン」の活動に合わせて、地域の要援護者の把握に取り組みました。平成 25 年 9 月から要援護者を地図に記入していく「ふれあいマップ」(要援護者マップ) の作成についての説明会を、市内 120 地区中 57 か所で実施し、現在 20 地区で作成を進めています。

「ふれあいマップ」を作成することで、ふれあいサロン参加者と地域包括支援センターが要支援者の情報を共有でき、より具体的に「支援する人」と「見守りが必要な人」を明確にして、地域の見守り体制を強化していくことができます。引き続き要援護者マップ（ふれあいマップ）の作成地区を市内全域に増やしていきます。

また、認知症サポーター養成講座の延開催回数 183 回、受講者 5,682 人となり、三重県内では、開催回数や高齢者数に対するサポーター数は一番となっています。受講して頂いたサポーターの方々には、今後地域の中で認知症の方の早期発見や生活支援にご尽力頂ける様に啓発していきます。

第2段階の「地域活動の承認」状況について、月 1 回以上開催されるふれあいサロンは、25 年 1 月時点の 24 箇所から、43 か所（計画予定）となっています。このことは地域の中でお互いが見守る体制づくりに取り組んで頂いたことと、各 4 町で四季の家が設立されたことにより、各地区のリーダーの情報交換やリーダー発掘の拠点機能の役割を果たしていることも大きな要因となっています。

また、ふれあいサロンの開催回数も、全体的に増加傾向で前回の調査より、82 回多い延べ 758 回の開催回数となっています。これらの活動が地域の中で認められつつある結果と考えます。

第3段階の「担い手づくりの支援」は、社会福祉協議会で養成したサロンリーダーやサロンサポーター、地域サポーターが、平成 25 年度中に新たに地域で 3 か所立ち上がっています。また、四季の家の開催個所も 2 か所増え、計 5 か所で月 2 回開催されており、参加される人も着実に増加しています。

また、一次予防対象者（一般高齢者）及び二次予防対象者（虚弱高齢者）を対象とした介護予防教室を実施しています。いずれも 6 か月で卒業して頂き、卒業後は利用者自ら「通いの場」を立ち上げて頂いております。二次予防対象

者事業卒業者は、はつらつクラブとして 25 年 1 月時点で新しく 2 か所立ち上げ計 11 か所となり、教室利用者の担い手となっています。市内で徐々に「通いの場」が増えつつあり、地域の中でも自助、互助、共助の関心が高まってきています。

また一次予防対象者事業の元気リーダーコースは、25 年 1 月時点の 48 地区から、現在 60 地区で開催され、元気リーダーも 25 年 1 月時点の 314 人から、350 人と増加しています。

元気リーダーは年 4 回、また四季の家スタッフは年 12 回の意見情報交換会を行っており、行政・社会福祉協議会・関係機関と連携した体制づくりが出来つつあります。

厚生労働省の介護予防モデル事業である「市町村介護予防強化推進事業」の実施により、公的サービス（通所・訪問サービス）卒業後も機能の維持向上（介護予防）が継続できる体制を構築して事業展開できるよう進めています。地域資源を活用した共助による支援メニューとして、元気リーダー・サロンリーダー等による四季の家、ふれあいサロン、ミニサロンを開催支援したことにより、第 3 段階の「担い手づくりの支援」促進の後押しとなりました。

第 4 段階の「連携強化」は、防災・防犯体制整備として「災害時要援護者避難支援制度」による要援護者支援体制の取組を、25 年 1 月時点の 17 地区から現在 23 自治会で実施しており、地域で要援護が必要な人の把握、見守り体制の検討や連携強化が図られつつあります。中でも 1 自治会では、要援護者の対象となる人を全数訪問して見守りや支援を強化している地区もあり、第 5 段階に進んでいる地域もあります。しかし個人情報の制約から、実施している地域の中でも、対象要援護者の約半数の把握に留まっている現状があり、ふれあいサロンでの「ふれあいマップ」（要援護者マップ）作成事業と連携強化を図っていきます。

「ご近所福祉の促進ステップ」状況は、以上のようになっています。

ここで、現在のふれあいサロンの実施回数と元気リーダーによる活動状況を、「地域のつながりを判断する指標」で指数化し 4 パターンに類型分けをしました。

以前より地域のつながりが強くなった自治会は、25 年 1 月時点の 59 自治会から現時点で 69 自治会となり、「地域の福祉力を高めるまちづくり」事業の成果が徐々に表れてきていると考えています。

「ご近所福祉～そっと支えたい～の実現」にむけて、それぞれの事業展開に合わせまして平成26年度は具体的に以下の取組を行います。

1) 第1段階 関心づくり

引き続き出前講座を開催していない地域に、地域包括支援センターや社会福祉協議会から、高齢者福祉問題についての講座や認知症サポーター養成講座開催の呼びかけをし、課題意識の醸成を図ります。

ふれあいサロン、ミニサロン等の開催が市内自治会すべてで開催できるように出前講座等できつかけづくりを進めていきます。

また、ふれあいサロン開催時に作成する「ふれあいマップ」により現状認識、問題意識の共有と関心が高まってきた地域については、促進ステップ4・5に進み、高齢者福祉問題について協議する場（福祉懇談会）が設けられるよう、社会福祉協議会と連携をとり働きかけをします。

災害時要援護者避難支援制度の取組と合わせて、さりげない見守り体制づくりとして高齢者見守りネットワーク事業を進めます。

2) 第2段階 地域活動の承認

地域資源・地域活動団体などを把握した場合は、市の広報や社協だより等で地域に紹介し、活動承認を引き続き行います。

また、定期的に元気リーダーの活動地域や状況も、発信し活動承認を行っていきます。

3) 第3段階 担い手づくり

サロンリーダー・サロンサポーター・地域リーダーにより運営されている四季の家を拠点とし、社会福祉協議会と連携支援していきます。

更に、各リーダー養成講座受講修了者に声かけし活躍の場づくりもおこなっています。

介護予防事業として実施している、元気づくり集会所コースや、二次予防対象者事業を卒業された利用者による、自主活動の支援を引き続き行っていきます。

4) 第4段階 連携強化

引き続き災害時要援護者避難支援制度を進めることで、地域の課題、要援護者の把握・支援体制を行えるよう関係部署・関係機関等と連携し地域の連携強化を行っていきます。

3 今後の方向性

高齢者の方が住み慣れた地域で、我が家でいつまでも暮らし続けることができるには、

- ① 高齢者自らが健康であること。

地域の中で、自分の家でいつまでも暮らしていくためには、自分の事は自分で出来る、少し介護保険事業を利用したり地域の人が支援すれば地域の中で生活することができる状態、「健康寿命」を延ばしていくことが大切です。

健康づくりのために、元気リーダーによる元気づくり事業が市内 60 地区で開催されており、介護予防はつらつ教室の卒業生によるはつらつクラブも 11 団体で開催されています。この事業を市全体で開催できるように今後も進めていきます。

- ② 地域に見守り体制が充実していること。

「地域見守りネットワーク事業」、「災害時要援護者支援制度」の充実と「ふれあいサロン」、「ミニサロン」の活動を全市で展開できる体制づくり。

高齢者見守りネットワーク事業は、徐々に参加事業所も増え現在 218 団体、2,349 人となっており、今後は市民個々の対する理解を深めていきます。

合わせて災害時要援護者避難支援制度とふれあいサロンの要援護者の地図化を全市で展開できるように進めています。

地域住民の方、NPO、ボランティア団体、民間事業所など、地域資源が連携して、ゴミ出し、買い物、病院送迎、などの生活支援体制の充実を図っていきます。

- ③ 医療と介護の連携した体制が構築されていること。

医療と介護が連携して在宅生活を支えるためには、多職種（基幹病院、開業医、訪問看護ステーション、ケアマネジャー、理学療法士、作業療法士、地域包括支援センター、民生委員、ヘルパーなど）連携による在宅医療・介護の充実した体制の構築が欠かせません。

平成 26 年度には「在宅医療多職種連携協議会」の設置を予定しており、今年度より協議会の準備会を開催して、在宅医療についての組織体制等の充実を図っていきます。

ご近所福祉の促進ステップ

～近所福祉～そっと支えたい

～の実現

【平成25年度取組】

第5段階

活動促進

ステップ2 高齢者見守りネットワーク等の促進
ステップ1 新たなサロン、見守り訪問の促進

- ・災害時要援護者避難支援制度による要援護者支援体制の取組・・・1自治会

第4段階

連携強化

ステップ2 関係機関による支援のネットワークづくり
ステップ1 地域活動者マツコ（災害地域の運営）・資源マツコ（災害地域の運営）・要援護者対策を含む）・資機関による支援活動を組織化し、地域活動者と連携して資源や人材を育成する。

- ・災害時要援護者避難支援制度による要援護者支援体制の取組・・・22自治会

第3段階

担い手づくり

ステップ3 人材のネットワーク化
ステップ2 人材育成に対する相談・先進的な活動紹介などをを行い、人材を育成
ステップ1 人材発掘
人材育成
人材発掘
社会福祉協議会による福祉ボランティア・地域サポート等の養成講座を開催

- ・リーダー等による自主活動
- ・元気リーダーコース 60か所、リーダー350人、週2回、情報交換会年4回実施
- ・四季の家 5か所、月2回、情報交換会年12回実施
- ・はつらつかラブ 10団体月2回実施、全体会年2回実施

第2段階

地域活動の承認

ステップ3 地域福祉活動についての研修の場の提供
ステップ2 交流会の開催によるボランティアの情報交換及び連携の場づくり
ステップ1 現在行われている活動の交流の場の提供

- ・ふれあい敬老会を、対象者がいる全地区108か所で実施。
- ・ふれあいサロンを月1回以上開催地区・・・43地区

第1段階

関心づくり

ステップ5 先進地事例に学ぶ
安城市町内電算化の取り組み・駒ヶ根市災害時支援マツコ（神奈川県川崎市）・うちの実家（新潟県新潟市）
ステップ4 フォローアップについての協議の場づくり
課題意識の共有問題意識・課題意識の醸成
ステップ3 危機意識・課題意識の醸成
きつかけづく
高齢者に対する理解を深めるための出前講座・講演会を開催
ステップ2 現状認識
ステップ1 要援護者マツコ・資源マツコの作成情報共有・連携システムの構築

- ・出前講座・認知症サポーター養成講座を63か所で開催。
- ・災害時要援護者避難支援制度説明会と併せて、3自治会でご近所福祉の重要性の説明を、3自治会で実施。
- ・ふれあいサロン開催時に、開催地区内の要援護者マツコ作成説明会を57か所実施。
- ・ふれあいマップ作成地区数 20地区

自治会別高齢化と地域活動の関係(いなべ市全体 119)



